

快適生活をSTARTさせます！

POINT

1

連帯保証人の代替制度です。  
D-Support SSが、あなたの保証人の  
代わりとなります。

POINT

2

どなたでもお申込み出来ます。  
外国籍の方もお申込みできます。  
※審査の結果、お断りする場合があります。

POINT

3

手続きは簡単。  
簡単な手続きで、承認されれば、  
ご契約完了です。

お申込は簡単・スピーディー

### STEP1 お申込み

入居申込書ご記入のうえ、確認書類と一緒に提出してください。

### STEP2 審査

### STEP3 承認

### STEP4 ご契約

物件ご契約時に初回保証料をお支払いください。

## 株式会社イントラスト

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4

【受付時間】9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)



0120-94-1128

【東京本社】

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4

【秋田オフィス】

〒010-1633 秋田県秋田市新屋島木町1-172

【富山オフィス】

〒930-0094 富山県富山市安住町2-14

【名古屋オフィス】

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-7-9

【大阪オフィス】

〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町4-2-5

【岡山オフィス】

〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-1-1

【福岡オフィス】

〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町1-28

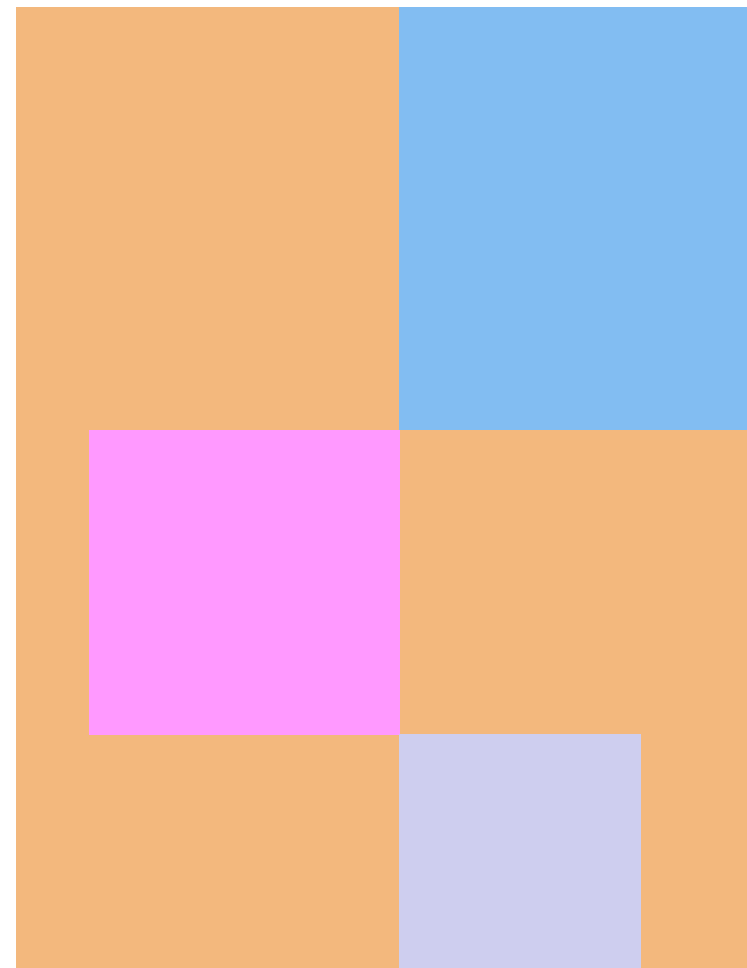
連帯保証代行システム

# D-Support SS

Good Life Support

賃貸住宅をお申込みの方へ

お部屋選びの連帯保証代行による新しいサポート



# 「D-Support SS」がご契約をサポートします。

新生活をスタートする、あなたに伝えたい。  
新しい保証人サポートシステムです。

子供は独立した、夫婦二人もしくは一人住まいでは、  
今の家は広すぎて使い勝手が悪い。

もっと、使い勝手が良く、駅から近く、子供の家からも近い  
賃貸住宅に引越しを考えてる。

そんな皆様のお声をうけて、新しい保証人サポートシステムが「D-Support SS」が誕生しました。

私たちは、皆様の賃貸住宅の住替えをサポート・応援いたします。



## 1 保証委託料等について

居住用物件

- **初回保証委託料** : 初回契約から1年間  
月額賃料等の100%  
(賃料、共益費、サービス利用料等含む)  
※最低保証料 40,000円
- **更新保証料** : 初回契約から1年後、その後1年毎  
20,000円
- **自動付帯サービス** : 見守りサービス
- **その他** : 原則、二親等以内の連帯保証人  
もしくは身元引受人が必要です。

〔見守りサービス 概要〕

### ① まごころ音声サービス

週1回以上、定期的に音声ガイダンスによるご連絡をいたします。  
0120-874-506 の電話番号からお電話いたします。

### ② まごころ電話サービス

月1回以上、弊社コールセンターよりお電話をいたします。  
その際に、生活状況・健康状態等についてお伺いする場合がございます。  
050-5306-4088 の電話番号からお電話いたします。

## 2 保証内容について

- **保証対象となる物件**  
大和リビング株式会社が管理する居住用物件
  - **保証範囲**
    - 賃貸借契約における賃料等  
(賃料、共益費、管理費、駐車場料、町内会費等)、  
賃貸借契約更新料、賃貸借契約が解除された場合の  
明け渡しまでの使用損害金
    - 訴訟その他法的手続き費用
- 〈保証対象外〉
- 賃料延滞損害金・解約通知義務違反・早期解約違約金等。
  - 賃借人または同居人の失火(火災)等により生じた損害賠償金
  - 月額賃料以外の債務。
  - その他弊社規定による。

## 3 保証審査について

- 審査時にお申込者様へご連絡をさせていただく場合があります。
- 審査時に勤務先へ在籍確認、及び連帯保証人または身元引受人にご連絡をさせていただく場合があります。

※ 審査の結果、保証をお引受できない場合もございます。  
※ 審査内容についてのお問合せは、ご返答できません。  
予めご了承ください。

## お願い

- 大和リビング株式会社(貸主・管理受託会社)が毎月の賃料のご入金を確認できない場合は、弊社(連帯保証代行会社)より滞納連絡と賃料等の支払の請求があります。ご契約時には、ご入居物件の賃貸借契約書記載のお支払いの方法を必ずご確認ください。
- 万一、滞納が続いたり、契約違反トラブルがありますと貸主・管理受託会社から更改(もしくは更新)を拒絶されたり、契約の解除を請求されますので、ご注意ください。